第７回　仙台市部活動地域展開検討協議会議事録

1　日　　時　　令和８年８月 31 日（月）
午後３時 00 分開会
午後４時 45 分閉会

2　場　　所　　本庁舎８階　第４委員会室

3　出 席 委 員　　會田義克委員、大内聡委員、岡﨑勘造委員、木村ひろみ委員、桑原康平委員、鈴木浩志委員、田中元昭委員、鶴岡勝彦委員、蓮沼秀行委員、平嶋教義委員、洞口乃委員、馬目佳代子委員

4　事務局職員　　須藤学校環境整備部長、岡本学校環境整備部参事兼保健体育課長、太田保健体育課主幹兼主任指導主事、波多野保健体育課体育係長、菅原保健体育課指導主事、久保田保健体育課主事、芳賀教育指導課長、黒川教育指導課主幹兼教育課程係長、宮内教育指導課主任指導主事、髙橋教職員課調整担当課長、大渕生涯学習課主幹、青沼生涯学習課主査、吉田文化スポーツ部参事兼スポーツ振興課長、伊藤スポーツ振興課企画係長、長谷川文化振興課長、平石文化振興課主幹兼文化振興係長

5　配付資料

資料１　前回の振り返り
資料２　仙台市部活動地域展開の基本的な計画（素案）
（参考資料）　仙台市部活動地域展開検討協議会設置要綱

6　会議の次第

１ 開会
（１）委員長挨拶
２ 報告
（１）前回の振り返り〔資料１〕
３ 議事
（１）仙台市部活動地域展開の基本的な計画（素案）について〔資料２〕
４ 閉会

7　議事の概要

「仙台市部活動地域展開の基本的な計画（素案）について」

事務局　本委員会設置要綱の定めにより、委員長が議長となることとなっており、ここからは桑原委員長にお願いする。

委員長　議事に先立ち、今回の委員会における議事録の署名委員は田中委員にお願いしてよろしいか。
（異議なし）
本日の議事は、仙台市部活動地域展開の基本的な計画（素案）について
はじめに事務局から説明願いたい。

事務局　―資料２に基づき説明―

委員長　事務局の説明について、委員から意見・質問はあるか。

鶴岡委員　教員の中には、部活動の地域展開について、平日・休日を問わず全て地域へ移行するものと捉えている者も多いと思われる。まずは休日から地域展開を進める方針であることを丁寧に説明する必要があると考える。加えて、９ページの「平日の学校部活動については、令和 10 年度末までに２時間以内又は下校時刻までの早い方までとする。また、平日の学校部活動については当面の間継続し、平日の部活動地域展開については国の動向を注視しながら検討を進める。」という内容についても、教員にとって関心の高い事項であると考えられるため、補足説明を加えるなど、より分かりやすい記載となるよう工夫することが望ましいと感じた。

鈴木委員　令和 11 年度の第２学期開始時からの実施とのことであるが、時期としては新人戦終了後頃に当たるものと考えてよいか。また、「価値の付加」の一例として、地域貢献やボランティア活動を位置付けている点について説明があったが、どのような活動が認定の対象となり得るのかを今後示してい

ただけると具体的なイメージが持ちやすいと感じた。また、将来的には平日の地域展開も視野に入れることになるため、休日に限らず、どういった時間帯に活動を実施するのか、その時間帯に対応できる指導者をどのように確保するのかといった点については、継続的かつ早急に検討を進めていく必要があると感じる。

洞口委員　14ページの推進スケジュールにおいて、令和９年度上半期から生徒・保護者への周知期間が設けられているが、その時点の中学１年生については、自分たちが３年生になる令和11年度11月以降、休日の学校部活動がなくなり、地域クラブ活動へ移行することを前提として周知していくという理解でよいか。

事務局　令和11年度に２年生となる生徒や１年生となる生徒、その保護者に対して十分な周知を図ることを念頭に置いたスケジュールとして整理している。そのため、令和11年度に３年生になる生徒に向けた周知というよりは、その下の学年を主な対象として考えている。

洞口委員　できるだけ早い段階から周知を進めることが重要であり、中学生だけでなく小学生やその保護者に対しても、「自分たちが中学校に入学する頃にはこうした形になっている」という見通しを示していくことが必要ではないかと感じた。

會田委員　長期休業日の扱いについて、カレンダー上の平日・休日の区分に基づくという理解でよいか。こうした内容は、学校に通っている生徒や学校との関わりがある方には比較的理解しやすいと思われるが、それ以外の市民にとっては分かりにくい部分もあるのではないかと感じる。また、９ページ以降を中心に、「中学生」と「生徒」という表現が併用されており、表の中では「中学生」、本文中では「生徒」と記載されている箇所が見受けられるが、これらは意図的に使い分けているのか。加えて、洞口委員からも意見があったとおり、小学生の段階から情報提供を行うことが重要であると考える。その場合、対象は中学生だけでなく小学生にも広がることになると思われるが、「児童」「生徒」「中学生」といった用語をどのような考え方で使い分けているのかについても伺いたい。最後に、14ページのスケジュールの表について、上から３つ目の「クラブ・団体等」に関する項目において、申請受付や認定審査が令和10年度で終了するように見受けられ、令和11年度以降に新たに手を挙げる団体への対応やフォローがどのようになるのかが少し分かりにくいと感じた。

事務局　長期休業中の部活動は、現在、平日のみ実施しているが、地域展開後の取扱いは未定である。長期休業中と授業日の違いが分かりにくいことから、今後整理し分かりやすく示していきたい。次に、「中学生」と「生徒」の文言の使い分けについて、意図的に「中学生」を用いている箇所と「生徒」を用いている箇所がある一方で、文脈の流れの中で使用している箇所もあるため、改めて精査したい。続いて、小学生に対する対応について、周知の面では、当該年度に中学生となる児童に対する情報提供は必要であると考えている。そのため、児童も含めた表現となるよう整理したい。最後に、認定・申請に関するスケジュールについて、現在示しているのは、令和11年度２学期開始に合わせたスケジュールのみである。一方で、その後も地域クラブとして活動したい団体が年間を通じて新たに申請する可能性は十分に考えられる。そのため、そうした団体への対応についても分かるような形で示していきたい。

鈴木委員　私立中学校の受験も含め、保護者や生徒が進路や学校生活について準備する期間を考えると、来年度からの周知開始では遅いのではないかという懸念がある。また、中学校では一般的に、年明けの１月中旬から下旬頃に新入生保護者説明会が開催される。その中でPTAや学校生活に関する説明が行われるが、部活動も生徒の学校生活において重要な要素の一つであることから、生徒だけでなく保護者に対しても情報を提供するタイミングは非常に重要であると考える。令和11年度下半期からの実施であるとしても、入学時点でその方向性が見えているのであれば、３年間しっかり部活動に取り組ませたい、あるいはスポーツ推薦等も視野に進路を考えたいと考える家庭にとっては、来年度からの周知では既に遅い可能性もあるのではないかという懸念を持った。

事務局　スケジュールを作成するに当たっては、可能な限り周知期間を確保できるよう逆算した結果として、この時期を設定しているという経緯がある。一方で、様々な進路選択の可能性まで含めて考えれば、より早い段階で情報を得られることで新たな選択肢が生じる場合があることも十分認識して

いる。ただし、現時点では計画内容が確定していないため、未確定の事項を周知することの難しさもあり、正式な周知には至っていない状況である。現在の計画では、平日の部活動は一定程度継続することを想定しており、今後の協議にもよるが、部活動単位で大会に参加できる可能性も残されている。そのため、中学校において引き続き部活動に参加できるという前提の中では、このタイミングからの周知によって一定程度対応できるのではないかと考えている。ただし、そのような懸念や意見が出てくることは十分想定しているため、今後、丁寧な説明に努めていきたい。

木村委員　保護者からは学校に多くの質問が寄せられることが想定される。そのため、教職員に対する十分な理解促進も必要であるが、問い合わせ対応によって学校の負担が過度に増えないような配慮も必要ではないかと感じる。そのため、保護者が自ら必要な情報を調べられるような仕組みを整備することも重要ではないかと思う。また、休日の部活動を行わなくなることについて、「部活動ができなくなる」というマイナスのイメージではなく、休日に様々な活動や経験ができること、多様な人との関わりを持つ機会が広がることなど、前向きな側面を積極的に発信していくことも大切ではないかと感じる。そのような発信が進めば、こどもたち自身も「こういうことに挑戦してみよう」とより主体的に考えられるようになるのではないかと思う。

田中委員　資料９ページの「実施時期の見通し」についてであるが、令和 11 年度第２学期開始を目途とするスケジュールは妥当なものではないかと考える。その根拠の一つとして、14 ページの推進スケジュールが挙げられる。現在、国では次期学習指導要領の改訂に向けた検討が進められており、その内容は今年度末頃に示される予定とされている。そのスケジュールで見ると、令和 12 年度頃から段階的な全面実施が始まることになる。そうした流れを踏まえると、令和 11 年度の段階で休日の部活動地域展開を進め、翌年度には全ての中学校で新たな体制が整っているという形は、時期としても妥当であると考える。また、学習指導要領に触れた理由として、報道によれば、次期学習指導要領において、部活動は学校教育の一環として維持する方向が示されており、その教育的意義は引き続き尊重される見込みである。併せて、学校だけでなく地域クラブ活動も重要な役割を担うものとして位置付けられる方向とされている。そのような点を踏まえると、まずは休日の部活動の地域展開を令和 11 年度途中から進め、平日については現行の体制を維持しながら、条件整備や課題整理を行っていくという考え方は、学習指導要領の方向性とも整合するものであり、現実的な進め方ではないかと考える。また、周知に関する意見もあったが、現在のスケジュールで考えると、令和 12 年度に中学校へ在籍する生徒は、現在の小学３年生から５年生に当たることになる。そのため、今後周知を行う際には、こうした学年の児童やその保護者を意識した情報提供も必要になると考える。

岡崎委員　７ページの図の中ほどにある「市内全域から参加可能」という記載について確認したい。これは、市外からの参加も受け入れるという理解でよいのか。仮に市外からの参加も認める場合、今後、参加費補助や団体への補助制度が設けられた際に、その補助の取扱いをどのように考えているのかについても教えていただきたい。併せて、現在は実施時期や周知に関する議論が中心となっているが、令和９年度から周知を開始することを踏まえた場合、認定地域クラブについて、どの程度の団体数を確保する必要があると考えているのか、その見通しについても伺いたい。

事務局　まず一点目の市外・市内の取扱いについてであるが、市外で活動したいという希望については、現時点でこれを制限するものではないと考えている。また、市外から仙台市内の地域クラブへ参加することについても、現在のクラブや団体がそれを一律に制限している状況ではないことから、今後これに一定の制限を設けることは難しいものと考えている。そのため、市外・市内を問わず参加できる形になる可能性が高いと考えている。一方で、認定地域クラブに対する財政的支援や補助金制度について今後検討していく中で、市外から参加する生徒や、市外のクラブへ参加する生徒をどのように取り扱うかについては、現時点では十分な整理に至っていない状況である。今後の検討課題として整理していきたいと考えている。地域クラブに対して補助を行うのか、それとも参加する家庭や生徒に対して補助を行うのかによって、制度のあり方も異なってくる。いずれの方法にも課題があるため、今後検討していきたいと考えている。

委員長　実施時期について、令和 11 年度第２学期開始を目途に休日の学校部活動を行わないこととする方

向で進めることとしてよろしいか。

各委員　（異議なし）

委員長　それでは、続いて２つ目の協議事項、「地域展開の円滑な推進に当たっての各種検討課題への対応」について、資料13ページをご覧いただきたい。骨子案では、（６）「障害のある生徒の活動機会の確保」という項目を設けていたが、障害の有無に限らず、より幅広い観点から捉える必要があるとの意見があった。そのため、障害のある生徒への対応も含めた形で、今回の素案では（９）「生徒の多様な関心や実態に応じた活動の場の提供」として整理しているところである。前回の骨子案からのこの変更について、ご協議いただきたい。

蓮沼委員　生徒の多様な関心や実態というところについてであるが、障害の有無だけでなく、例えば国籍の違いや家庭環境なども含めた様々な状況を想定しているのであれば、そのイメージが伝わるような記載があった方がよいのではないかと感じる。特に、（９）の四角囲みの部分については、「多様」という言葉が読み手によって異なる捉え方になる可能性があるため、具体例を示すなどして意味を共有できるようにした方がよいと感じる。

事務局　今回お示ししている四角囲みの部分については、「多種多様な分野のクラブにおいて活動の場を提供できるよう努める」といったような記載としているため、障害の有無や国籍など、生徒の多様な実態に関する内容が十分に表現されていない部分もある。そのため、ご意見を踏まえながら、表現を工夫して示していきたい。

平嶋委員　障害等への対応については、四角囲みの部分の表現を工夫することで、多様な生徒の姿が伝わるようにすればよいのではないかと思う。また、本市が地域展開をどのように目指していくのかという点について、副題や７ページの図なども含めて、ビジュアル的に分かりやすく整理されていると感じた。特に、学校部活動をそのまま地域へ移行するのではなく、様々な活動の中から中学生が主体的に休日の過ごし方を選択するという本市の考え方が、より明確になったと受け止めている。そのような中で、前回紹介のあった神戸市の事例などにも見られるように、学校部活動にはない活動を提供することにより、生徒の選択肢を広げていくことも重要であると考える。そうした観点からすると、検討課題の（１）、（８）、（９）に関連する部分であるが、多様なクラブ・活動団体に加え、教育機関や民間企業などの理解や協力、連携が非常に重要になるのではないかと思う。

大内委員　13ページの「障害のある生徒の活動機会の確保」を（９）にまとめたことについては、少し分かりにくいと感じた。率直に言えば、項目として残っていた方が分かりやすかったのではないかと思う。また、12ページの学校施設の開放について、文化部の活動を考えた場合、校舎内の施設の取扱いはどのようになるのかという疑問がある。例えば吹奏楽であれば、生徒が楽器を持ち帰って個人で練習するのか、あるいは別の団体に所属して活動するのかなど、様々なケースが考えられる。また、地域クラブとして吹奏楽活動を行いたいという団体が立ち上がり、「学校施設を使用したい」と申請してきた場合、その利用を認めることになるのかという点も確認したい。仮に利用を認める場合、音楽室だけで対応できるのか、それとも楽器の保管場所なども含めて考える必要があるのかなど、現時点では具体的な運用のイメージがなかなか持てないと感じている。

事務局　施設の貸し出しについては、非常に大きな課題の一つであると認識している。本計画では認定地域クラブに対して優先的に学校施設を貸し出すことを前提としているため、学校施設の利用を希望する認定地域クラブに対しては、基本的には優先的な貸出しを行っていくことになると考えている。一方で、学校の立場からすると、休日に学校内へ外部の方々が出入りすることに対し、セキュリティ面での不安や懸念があることも十分認識している。そのため、施設を貸し出すに当たっては、利用ルールや安全管理の仕組みを整備していく必要があると考えている。他都市の事例を見ると、対応方法は様々であり、統一的な手法があるわけではない。例えば、施設管理や鍵の貸出しのために専任の人員を配置している自治体もあれば、利用範囲を限定しセキュリティ上の課題を軽減している自治体もある。今後は、そうした事例も参考にしながら、本市として最も実情に合った汎用性の高い方法を検討していきたいと考えている。そのためには、現在の施錠システムやセキュリティ体制が施設開放に対応可能かどうかを検証し、鍵の管理方法も含めて整理していく必要がある。音楽

室に限らず、校舎内施設の活用のあり方について、引き続き検討を進めていきたい。

洞口委員　施設関係については、夜間開放の実績もあることから、校庭や体育館については比較的対応しやすいのではないかと思う。一方で、文化部の活動をどのように考えていくのかは重要な課題であると思う。今後は、これまでの「部活動を地域に移す」という発想ではなく、休日の活動の在り方そのものを変えていくという意識の切り替えが必要ではないかと感じている。もちろん、兼職兼業により教員が引き続き休日の活動に関わる場合には、学校施設の活用も比較的進めやすい面があると思う。しかし、教員ではない地域クラブの指導者や地域の方々が子どもたちのために活動を担う場合には、どのような形で学校施設を開放し、セキュリティを確保していくのかをしっかり考えていく必要がある。その場合には利用できる範囲を限定したり、使用しない教室は施錠したりするなど、セキュリティ面で様々な対応が必要になると思うが、そうしたことも含めて検討していく必要があると考える。

委員長　今回の素案の（９）については、ご意見を踏まえ、内容がより分かりやすく伝わるよう文言を修正する方向で進めてよろしいか。

各委員　（異議なし）

委員長　次に、14ページの「計画の推進に向けて」について、白丸が４項目並んでいるが、主に下の２項目についてご協議いただきたい。

岡崎委員　どちらの内容についても特に反対はない。大会（コンクール等を含む）への参加に係る内容について、各競技団体や関係団体がそれぞれ決定するものなのか、それとも本計画や本協議会で示した方針に基づいて一定程度コントロールされていくものなのか、教えていただきたい。

事務局　現時点では、仙台市中学校体育連盟（以下、「中体連」という）の大会要項で示されている参加規定に基づいて大会参加が行われている。全国中学校体育大会においては、参加要件の中に認定地域クラブが位置付けられており、認定を受けた地域クラブが参加できる仕組みが明文化されている。今後、仙台市において地域クラブの認定制度が開始された場合は、中体連が定める参加規定を満たした団体が大会に参加することになる。したがって、本市が「この団体を参加させる」と決定する立場にはなく、あくまで主催団体が定める参加要件に基づいて判断されることになる。一方で、これは中体連に関する話であり、吹奏楽や合唱などのコンクールについては、参加規定がどのように整理されているのか、現時点では十分に把握しきれていない部分もある。今後、それぞれの主催団体と確認・調整を行い、どのような団体がどのような形で参加できるのか整理していきたいと考えている。

會田委員　１番上の丸についてであるが、おそらく対象を「中学生・保護者・指導者」としているのは、この方々への理解促進が最も重要であるという考えから、特に明記しているものと受け止めている。一方で、この取組を進めていくためには、それ以外にも地域の団体や関係機関、さらには仙台市民全体に対しても情報発信を行い、理解を得ていくことが必要ではないかと感じている。そのため、あえて中学生・保護者・指導者に限定した表現としているのか、それとも当然そのほかの関係者も含んでいるという整理なのか、そのあたりの考え方について確認したい。

事務局　「中学生・保護者・指導者」については、まず優先的に情報を届けるべき対象であるという考えから、特に記載しているものである。一方で、本計画の周知対象は中学生・保護者・指導者に限られるものではなく、地域の関係団体や関係機関、さらには市民の皆様も含めた幅広い対象であると考えている。そのような趣旨が伝わるよう、対象が限定的に受け取られない表現への修正を検討していきたいと考えている。

馬目委員　合唱の分野では、全日本合唱コンクールなどにおいて、既に「中学校部門」ではなく「中学生部門」という位置付けに変更されている。学校単位に限定されず、中学生であればチームを編成して参加できる仕組みになっているため、今後どのような体制になったとしても、コンクール自体への参加機会は確保されるのではないかと考えている。一方で、休日と平日の活動の在り方が変わっていく中で、平日に学校の合唱部としてどの程度活動を維持できるのかという点には懸念を持っている。例えば、休日は地域の合唱団体で活動し、平日は学校の合唱部で活動するという形になった場

合、練習時間の確保が難しくなることも考えられる。また、それぞれの活動の日程が重なった際に、どちらを優先するのかといった課題も生じると思われる。その結果、学校の部活動として十分な練習時間を確保できず、活動の継続やコンクールへの参加が難しくなる可能性もあるのではないかと感じている。

鶴岡委員　教員の立場で考えると、平日の部活動を存続する形であれば、活動時間は現在と大きく変わらず、おおむね２時間程度、終了時刻も午後６時から６時30分頃となるため、従来と同様に活動できるという発想になると思う。ただ実際には、生徒指導や保護者対応などにより、毎日十分に部活動に関わることが難しい場面も多い。そのため、大会に出場する際の選手選考をどのように行うのかという課題が出てくる。そうしたことを考えると、土日に活動させてほしいというニーズは一定程度出てくるのではないかと思う。また、合唱の例もそうであるが、部員数の少ない学校では合同チームによる活動も行われているため、他校との合同練習や選考のための活動をどのように実施するのかという課題もある。土日の活動をどこまで特例的に認めるのかについては、今後検討が必要であると感じている。

岡﨑委員　例えば、高校では市外や県外から競技力の高い選手が集まるケースが見られるが、地域クラブ活動においても、運営団体の方針によっては、土日の活動を中心に市外や県外から参加者を集めてチームを編成することが可能になるのか。スポーツだけでなく文化活動についても同様で、演奏技術の高い生徒が特定の団体に集まり活動するようなケースも考えられるのではないかと思う。地域展開が進むことで、そのような形態の団体が生まれる可能性があるのかどうか、伺いたい。

事務局　各クラブや団体がどのような理念や目標を掲げるかについては、それぞれの団体の判断によるものと考えている。現時点において、競技力向上や高いレベルでの活動を目指しているクラブもあれば、裾野を広げることや初心者向けの活動を中心とするクラブもあり、その方向性は様々である。一方で、認定地域クラブについては、選抜を行わないことや勝利至上主義とならないことなどを前提とした制度として考えている。ただし、様々な地域から参加者が集まるということ自体は、現時点のクラブ活動においても実際に見られる状況である。なお、中体連の規定では、市をまたぐ形での参加は認められておらず、宮城県内の生徒に限定した参加として運用されている。一方で、文化系のコンクール等についても同様の地域制限が設けられているかどうかは、改めて確認が必要である。仮に文化活動の分野で地理的な制限が設けられておらず、広域的な参加が認められているのであれば、市外や県外を含めて生徒が集まり活動する団体が生まれる可能性はあると考える。

岡﨑委員　認定地域クラブの場合は、土日の活動として他校に在籍する生徒が集まってチームを編成しているため、中体連の大会については参加できない可能性が高くなるということか。

事務局　あくまで中体連の規定の中での話になるが、生徒については在籍している中学校が加盟する中体連の大会に参加するという考え方で整理されている。そのため、地域クラブとして活動しているから参加できる、あるいは参加できないということではなく、中体連が定める参加資格や加盟要件、各種規定に基づいて取り扱われることになる。

田中委員　先ほど、岡崎委員から「仙台市外の生徒が仙台市内のクラブに参加することは可能か」という質問があったが、その際の説明では、認定地域クラブについても市外の生徒の参加を認めるという趣旨であったと理解してよいか。その場合、認定地域クラブへの参加自体は認められる一方で、中体連大会への参加については別途、中体連の参加規定に基づいて整理されるという理解でよいか。

事務局　今の時点では、市外の生徒が仙台市内の認定地域クラブに参加を制限することはできていないため、結果的に市外から参加してくる可能性は大きいと考えている。活動そのものを制限することはしないが、大会参加のレギュレーションは別のものとなる。そのため、活動を認めることが、そのまま大会に参加できることを意味するとは言い切れない状況である。

田中委員　仙台市が認定する認定地域クラブに、市外在住の中学生を受け入れる団体を含めるかどうかについては、もう少し議論が必要ではないかと思う。おそらく岡崎委員の指摘は、市内外を問わず、市が認定するクラブに様々な生徒が参加することをどのように扱うのかという点と関連しているのではないかと考える。また、今回の素案の冒頭には、対象を市立中学校として検討を進めると記載さ

れているが、市内外の議論と同様に、市内在住の私立中学校や県立中学校に通っている生徒をどう考えるかという課題もあると思う。私立中学校等に通っていても、休日は地域クラブで様々な活動をしてみたいと考える生徒もいると思う。そうした生徒を、仙台市の認定地域クラブとして受け入れるのかという点も、一つの課題ではないかと感じている。これは仙台市だけで完結する話ではなく、周辺自治体との関係もある。現在、先行して取り組んでいる岩沼市では、認定地域クラブと同じ扱いかは別として、対象を市内在住の中学生としている事例がある。つまり、岩沼市に住んでいる生徒であれば、市外の学校に通っていても参加できる一方、市外在住者は対象としていない。そうすると、仙台市が居住地を問わず受け入れる仕組みとするのか、あるいは一定の条件を設けるのかによって、周辺自治体との考え方の違いも生じてくる。認定地域クラブの在り方については、周辺自治体との調整も含めて検討していく必要があるのではないかと思う。

事務局　仙台市が運営主体となって設置したクラブを認定地域クラブとして運営するのであれば、加入条件を設定することは比較的容易であると思われる。しかし、既存のクラブが申請を行い、認定地域クラブとなった場合に、「このクラブに参加できるのはこの範囲の生徒のみ」といった制限を設けることは、なかなか難しい面がある。例えば、そのクラブにとっては会費等が運営資金や収入源となっている場合も考えられるため、その部分に行政がどこまで制限をかけられるのかについては、十分な検討が必要であると考えている。

岡崎委員　令和９年度からの周知開始に当たって、どの程度の認定地域クラブを確保しておく必要があるのかについても、検討していただけるとよいのではないかと思う。おそらく今後、仙台市ホームページ等で認定地域クラブを公表していくことになると思われるが、その際、受け皿としてどの程度の団体数が必要なのかという視点も重要である。例えば、資料５ページでは運動部と文化部を合わせて 1,126 団体となっているが、そのうちどの程度の団体数があれば受け皿として機能するのかを検討していただきたい。全てを置き換える必要があるのか、それとも一定割合で足りるのかによって目標とする団体数は変わってくると思う。そうした目標値を設定した上で、３年後の見直しの際に達成状況を検証していくという考え方もあるのではないかと思う。

事務局　認定地域クラブの数については、他都市の状況を踏まえながら、過不足がないかを見ていく必要があると考えている。昨年度の検討協議会においては、生徒を対象に、休日の部活動がなくなり、自ら活動の場を選べるようになった場合にどのような活動をしたいかというアンケートを実施しており、一定の参考にはなると考えている。また、これまでの協議の中でも、現在の部活動数と同数の認定地域クラブを整備することは現実的ではないとのご意見をいただいている。そのため、アンケート結果や他都市の状況なども踏まえながら、どの程度の地域クラブが必要となるのかについて検討していかなければならないと考えている。

岡崎委員　それを踏まえた上で、最終的にはどの程度の認定地域クラブが必要になるのか、見込みとしての具体的な数値を示していただくことが大切ではないかと考える。何%程度を目標とするのか、あるいはどの程度の団体数を確保することを想定しているのかを示していただくことで、進捗状況の確認や、その後の見直し・修正も行いやすくなると思う。

洞口委員　全中の開催基準では認定地域クラブの参加を認める方向となっている。自治体が認定地域クラブ制度を開始してから２年間の猶予期間を設け、その後は中総体への参加を希望する地域クラブは認定地域クラブになることが求められ、それ以外は参加できないという考え方が示されている。ただし、全国の自治体が一斉に認定地域クラブ制度を導入するわけではない。仙台市のように準備を進めている自治体もあれば、導入しない自治体もあると思われる。そうなると、中体連の大会には、従来からの学校部活動に加え、地域クラブ、さらに認定地域クラブという３つの形態が併存する状況も想定される。一方で、認定を行う主体は各自治体である。中体連として懸念しているのは、認定基準が十分に機能せず、申請があれば広く認定するような運用になった場合である。そのような状況になると、大会運営や参加資格の整理がさらに複雑になりかねない。そのため、認定地域クラブをどのような考え方で認定していくのか、また制度全体をどのような方向に導いていくのかという点については、今後も慎重に検討していく必要があると考えている。また、平日のみ部活動を行

い、練習試合をせずに大会へ臨むことになった場合、生徒のけがのリスクなども心配される。やはり大会に向けて練習試合を行い、実戦経験を積むことには大きな意義があると考えている。しかし、そうした練習試合は現状では主に土日に行われているため、この点についても今後協議していく必要があると思う。

委員長　白丸の２項目について記載するということで進めてよろしいか。

各委員　（異議なし）

委員長　本日の協議事項については以上となるが、全体を通して委員の皆様からご発言があればお願いしたい。

蓮沼委員　７ページの「中学生の新たな休日の過ごし方」として示されている内容や、９ページの令和11年度案に記載されている「休日の学校部活動を行わない」という方針を見ると、これまで部活動が担っていた休日の時間について、新たな活動の場や居場所を作っていくという考え方であると理解し、その点は非常に分かりやすく整理されていると感じた。一方で、大会参加に関する議論を聞いていると、本当にそのような形で整理し切れるのかという点については、少し気になる部分もある。また、移動に関する課題について、活動に参加しやすい環境を整備していくという方向性は理解できるが、それが実現するまでの間は、移動時間や交通費などの負担が生じることになると思う。そうした中で、保護者や生徒によっては、これまでできていたことができなくなったと感じる方もいるかもしれない。そのため、新たな活動の場を整備するだけでなく、費用面や移動面の支援についても考えていく必要があるのではないかと思う。様々な活動を選択できるようになることは大変魅力的であり、これまで運動部で活動していた生徒が文化的な活動に挑戦したり、逆にスポーツに興味を持つきっかけになったりするなど、多様な可能性が広がる点は非常に良いことだと感じている。また、小学生への周知についても議論があったが、小学校教員にとっては中学校の部活動改革そのものがまだ身近な話題ではない部分もある。そのため、今後制度が移行していく中では、小学校や保護者に対しても分かりやすく情報を伝えていくことが重要であると感じた。

岡﨑委員　他自治体では年間の参加費や保険料に対して補助を行っている事例も見られる。そのため、生徒や保護者に対してどの程度の支援を行うのか、また、受け皿となるクラブ・団体に対してどのような補助制度を設けるのかについて、できるだけ早い段階で方向性を示していくことが大切ではないかと考える。そうした内容が明らかになることで、参加を検討する生徒や保護者の安心につながるだけでなく、地域クラブとして手を挙げようと考える団体にとっても判断材料になると思う。結果として、令和９年度に向けて認定地域クラブの確保を進める上でも、目標とする団体数に近づいていくことにつながるのではないかと考える。

8　その他

委員長　以上で、本日の協議会を終了とさせていただく。

事務局　本日お気づきになった点や、必要な資料等があれば、連絡頂きたい。

以　上

令和　8年　10月　30日

署名委員　仙台市部活動地域展開検討協議会委員長　梁原　康平

仙台市部活動地域展開検討協議会委員　田中元昭　印